

地域イノベーション創出総合支援事業
重点地域研究開発推進プログラム
地域二一ズ即応型
募集要項
(平成21年度)

インターネットによる公募受付締め切り日

平成21年4月21日(火) 17:00

【注意】

本制度への提案にあたっては、事前に「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」への「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。(公募受付期間前でも登録手続きが可能です。)

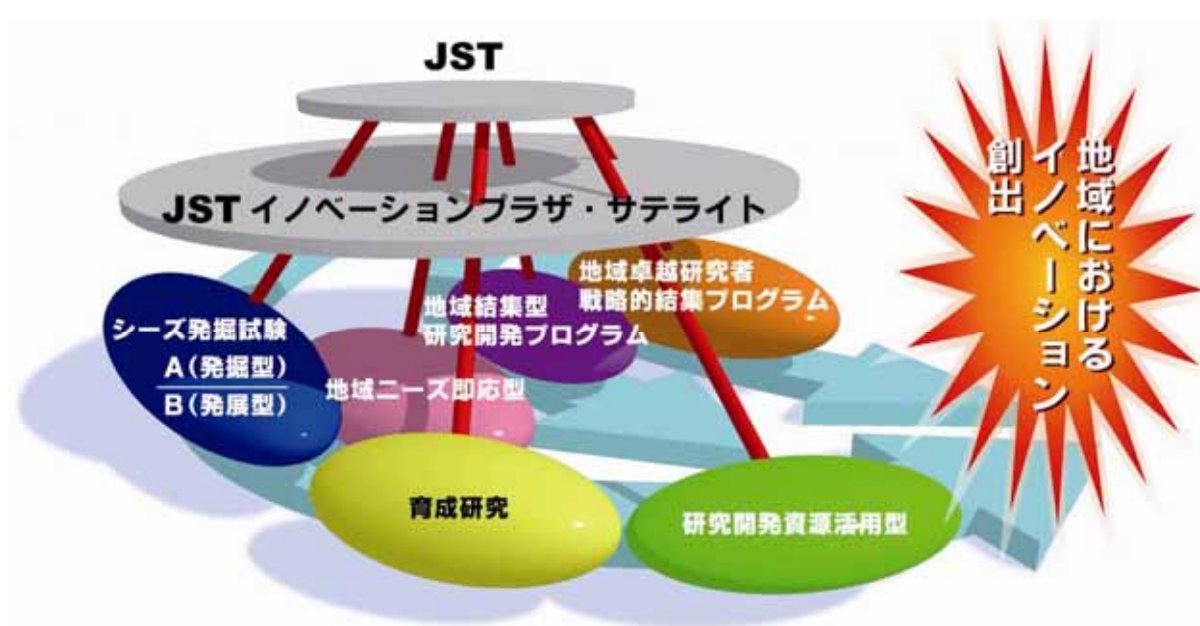
平成21年2月

目次

地域イノベーション創出総合支援事業について.....	1
1．制度の概要.....	2
2．応募申請の概要.....	5
3．委託費について.....	7
4．審査について.....	9
5．公募・審査等スケジュール.....	10
6．採択後の応募申請者の責務等.....	12
7．応募申請に当たっての留意点.....	14
8．応募申請書類作成要領.....	20
9．応募申請書類の提出など.....	22
10．Q & A.....	27

地域イノベーション創出総合支援事業について

全国に展開している JST イノベーションプラザや JST イノベーションサテライト（以下「プラザ・サテライト」という。）を拠点として、自治体、他府省、JST の基礎研究や技術移転事業等との連携を図りつつ、シーズの発掘から企業化までの研究開発（シーズ発掘試験、育成研究、研究開発資源活用型等）を切れ目なく行うことにより、地域におけるイノベーションの創出を総合的に支援します。



地域ニーズ即応型の位置づけ

シーズ発掘試験や育成研究等の制度では、技術移転の観点から大学等のシーズに基づき企業化までを支援しております。一方、本制度は、地域の中堅・中小企業のニーズ（技術的課題）を起点とし、これに公設試験研究機関等の機能により大学等のシーズをマッチングさせ、地域におけるイノベーション創出に向けた研究開発支援を行うものです。

1. 制度の概要

(1) 目的

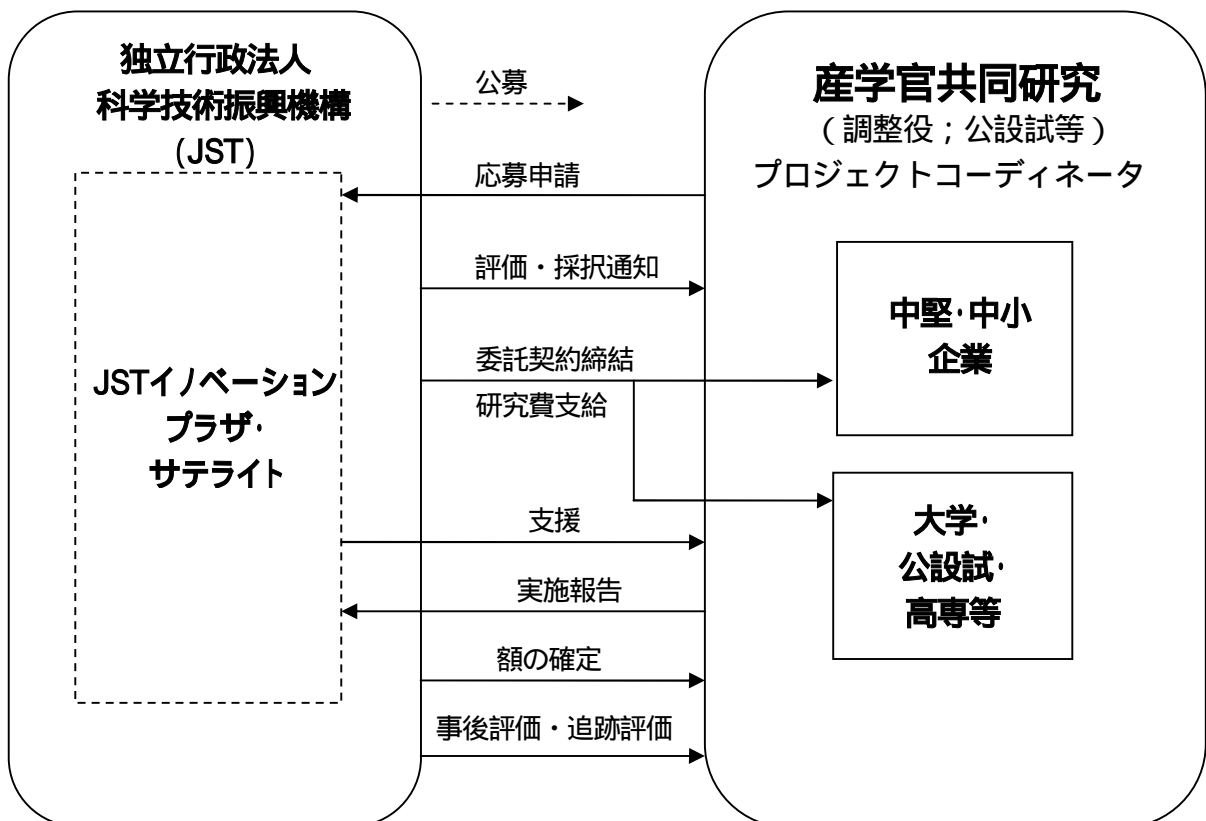
地域ニーズ即応型は、研究開発型中堅・中小企業(以下「中堅・中小企業」という。)の有するニーズ(技術的課題)に対し、大学や公設試験研究機関、高等専門学校等(以下「大学・公設試・高専等」という。)が有する技術シーズをマッチングさせ、中堅・中小企業と大学・公設試・高専等が共同で研究開発を実施することにより、技術的課題を解決することを目的とし、新産業の創出及び地域の活性化を期待する制度です。

本制度では、地域の公設試験研究機関(以下「公設試」という。)等がプロジェクト運営の調整役として研究開発を推進し、これをプラザ・サテライトが支援します。

(2) 特徴

- ・ 地域の中堅・中小企業がもつニーズ(技術的課題)に対し、大学・公設試・高専等のシーズをマッチングさせ、技術的課題を解決することに主眼をおいた企業ニーズオリエンテッド型の研究開発を実施します。
- ・ 地域に根ざした機関である公設試等が把握している企業ニーズや大学等シーズ、コーディネート機能を積極的に活用します。
- ・ 参画する中堅・中小企業、大学・公設試・高専等のそれぞれの機関において予算の執行が可能です。

(3) 仕組み・実施体制



公設試等（調整役）

ここでいう公設試等とは、原則、公設試験研究機関とし、産業支援または科学技術振興を業務とする財団法人（ただし、活動エリアが複数の都道府県に亘る機関を除く）も含まれます。

中堅・中小企業のニーズと大学・公設試・高専等の技術シーズをマッチングさせ、応募申請します。内部でプロジェクトコーディネータを指名していただき、研究計画の策定や JST への報告等に関し、各参画機関との連絡調整を行います。

プロジェクトコーディネータ

ここでいうプロジェクトコーディネータとは、コーディネート活動やマネジメントの経験を有している人材が望ましいですが、一般職員でも対象とします。プロジェクトコーディネータは、本研究開発の総合調整役として、研究開発全体の計画策定、各参画機関との連絡・調整及び進捗管理、JST との窓口等の役割を担います。

中堅・中小企業

ここでいう中堅・中小企業とは、日本の法人格を有する、資本金 10 億円以下の研究開発型企業を指します。解決すべき技術的課題をもつ企業であり、本研究開発の実施における中心的機関となります。本制度の推進に必要な社内の実施体制及び大学・公設試・高専等との協力体制が整えられる上に、研究開発能力・経理その他の事務についての管理・処理能力を有していると認められることが必要です。

大学・公設試・高専等

ここでいう大学・公設試・高専等とは、国立大学法人、公立大学、私立大学、公設試験研究機関、高等専門学校、研究開発型独立行政法人、研究開発を行っている公益法人などのシーズを有する研究機関を指します。

企業と分担して研究開発を推進します。技術的課題の解決に向けて企業ではできない研究の実施、技術指導、評価等を実施します。

JST イノベーションプラザ・サテライト

研究開発推進に係る JST 側窓口となり、参画する公設試等、中堅・中小企業及び大学・公設試・高専等と委託契約を締結する等、研究開発推進の支援を行います。特に、科学技術コーディネータ等は、円滑な推進のための調整・助言を行います。

また、研究開発終了時には成果に関する事後評価を、研究開発終了一定期間後には研究開発成果の企業化や活用状況に関する追跡評価を行います。

なお、調整役となる公設試等において域内でシーズをマッチングできない企業ニーズについては、プラザ・サテライトが全国レベルでシーズを紹介します。

各研究開発課題の担当は、調整役となる公設試等が所在する地域のプラザ・サテライトです。

プラザ・サテライトの所管地域は、以下の通りです。

プラザ北海道 : 北海道
サテライト岩手 : 青森県、岩手県、秋田県
プラザ宮城 : 宮城県、山形県、福島県
サテライト茨城 : 茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
サテライト新潟 : 群馬県、新潟県
プラザ石川 : 富山県、石川県
サテライト静岡 : 山梨県、長野県、静岡県
サテライト滋賀 : 福井県、滋賀県
プラザ東海 : 岐阜県、愛知県、三重県
プラザ京都 : 京都府、奈良県
プラザ大阪 : 大阪府、兵庫県、和歌山県
プラザ広島 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
サテライト徳島 : 徳島県、香川県
サテライト高知 : 愛媛県、高知県
プラザ福岡 : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県
サテライト宮崎 : 宮崎県、大分県、鹿児島県

上記所管は変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。
連絡先詳細は巻末に記載

(4) 契約形態

委託契約

JST は公設試等、中堅・中小企業及び大学・公設試・高専等それぞれの機関と年度毎の委託契約を締結します。ただし、2年間実施予定の研究開発課題においては研究開発の進捗によっては、外部専門家の意見を参考にプログラムオフィサー（PO：プラザ・サテライトの館長）の判断により、研究開発を中止にする場合があります。

2. 応募申請の概要

(1) 応募課題の要件

応募課題は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 地域の中堅・中小企業のもつニーズ（技術的課題）があること
- ・ 当該ニーズに対応した大学・公設試・高専等の技術シーズを活用していること

(2) 応募申請者の要件

応募申請は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 公設試等が調整役となり、参画する中堅・中小企業、大学・公設試・高専等と連名で応募すること
 - * 複数の中堅・中小企業や大学・公設試・高専等が参加する場合でも応募が出来ます。効率的に研究開発を推進することが可能な共同研究体制を構築して下さい。
 - * 後述の e-Rad においては、公設試等のみでの申請作業となります。
- ・ それぞれの機関の代表者の同意があること
- ・ 参画する企業の資本金が 10 億円以下であり、研究開発を行っていること

(3) 募集期間

平成 21 年 2 月 26 日（木）から 平成 21 年 4 月 21 日（火）17:00 まで

(4) 採択予定件数

64 課題程度

(5) 委託金額

1 研究開発課題当たり委託費の合計額が 1 年度 200 ~ 500 万円（間接経費を含む）です。

(6) 研究開発実施期間

平成 21 年 8 月から開始予定で、終了は原則平成 22 年 3 月までとなります。ただし、研究開発内容によっては平成 23 年 3 月までとすることが可能ですが、この場合は研究開発内容に見合った研究開発期間であるかを大きな判断材料とします。

(7) 研究開発実施場所

委託先である中堅・中小企業、大学・公設試・高専等それぞれが主たる研究開発実施場所となります。ただし、プラザが所管する地域においてはプラザに空き室が有る場合は一定条件のもと、プラザ内の研究室を利用することが可能です。

(8) 申請方法

応募申請は、公設試等が中心となりインターネットの専用のWebページ上からエントリーする「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」(以下「e-Rad」という。)にて行います。

詳細は「9. 応募申請書類の提出など」をお読みください。

本システムの登録(所属研究機関及び研究者それぞれの登録が必要)から、ID、パスワード取得には時間を要しますので、本制度に応募される公設試等の方は、早めに(公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨)本システムへ登録して下さい。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad) : <http://www.e-rad.go.jp/>

(9) 応募申請書類

応募申請時には、Webからのエントリーに加えて以下の書類を担当プラザ・サテライトに郵送等することが必要となります。

応募申請書(様式1~3) : 4部

企業のパンフレット(ない場合は別に定める様式4を提出) : 1部

企業の最新決算報告書 : 1部

書式や記入時の注意点等、詳しくは、「8. 応募申請書類作成要領」をご覧ください。

3. 委託費について

(1) 委託費

本制度の契約は、JST と研究開発に参画する各機関との間で締結致します。

本研究開発では、申請できる資金は、直接経費及び間接経費の総額となります。申請時には直接経費を積算いただき、以下に基づいて間接経費を算出し、その合計で資金を申請してください。

計画立案に当たっては、必要な設備費や材料費等を精査し、各年度の予定経費を積算して下さい。応募申請する課題の技術分野や既に整備されている研究環境等により、必要となる経費は様々であることが予想されますので、そのような諸々の事情を鑑み、柔軟で効果的な計画・経費配分による研究開発推進をお願いします。また、支出費目は、委託費の額及び本制度の主旨を考慮し、目的を達成するために直接必要となる経費が主になるよう（調査経費、旅費、人件費、謝金といった諸費用が主とならないよう）配慮してください。

実際に支出される資金の額は、採択後、申請書類に記載された実施計画等を審査した結果等に基づき協議の上調整させていただくことがありますので予めご了承ください。

委託費は、研究開発の遂行に直接必要な経費及び研究開発成果のとりまとめに必要な経費のうち、以下の経費です。応募申請時にはまず直接経費を積算し、その直接経費の30%（企業においては30%以下）を間接経費として算出して下さい。

直接経費

・ 設備費

当該研究開発の対象となる試作物等を製作するための汎用設備（機械、装置、ソフト等）、または試作物の評価に使用するための汎用設備（機械、装置、ソフト等）等の購入、本研究開発で購入した設備の改造、修繕又は据付等に必要な経費です。

・ 材料・消耗品費

当該研究開発を推進するために必要な材料、消耗品、消耗器材、試薬・薬品類等の調達に必要な経費です。

・ 外注費

試作物の製作に必要な部品の設計・製作及び試作物の評価等研究開発の一部を外注するための経費です。

・ 人件費

本研究開発のために雇用した研究員（アルバイト含む）の人件費です。

ただし、中堅・中小企業は計上することができません。

・ 旅費・交通費

研究者が当該研究開発を遂行するために行う資料収集、各種調査、研究打合せ、成果発表等の実施に必要な経費です。

ただし、原則、外国旅費は計上できません（中堅・中小企業は計上不可）。

- ・その他経費

印刷費、複写費、会議費、文献・図書購入費など個別把握可能な経費、研究室等の改造費・賃料・個別把握が可能な光熱水費、火災保険料、その他、JST が当該研究開発の遂行に必要と認めた経費

- ・消費税相当額

消費税納付義務を有する機関における、アルバイト代や学協会等参加費、海外取引等、直接経費にかかる課税対象外取引（非課税取引、免税取引、不課税取引）の消費税相当額です。

間接経費

研究開発に関連した環境の改善や機能向上のために委託先機関の責任の下で使用される経費をいいます。間接経費の取扱いは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成17年3月23日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を参考にしてください。

なお、間接経費の額は、採択決定後に JST との調整の上決めさせていただきますので予めご了承下さい。

間接経費の配分を受ける機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、研究開発終了年度の翌年度から5年間、適切に保管するようにしてください。

(2) 委託費（直接経費）から支出できない経費

研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は支出することができません。

- ・企業従業員の人件費
- ・コーディネータ等の活動費
- ・経理等の事務員の人件費
- ・本制度以外にも転用可能な汎用性のある物品への支出（パソコン・文具等）
- ・特許出願、実施料等に関わる経費（特許調査に関する経費は認められます）
- ・建物等施設、設備（実施基盤）の改築・建設・リース・賃借、不動産取得に関する経費

ただし、購入した設備の改造費・据付費については支出することができます。

- ・その他、当該研究開発の実施に関連のない経費
- ・実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・JST が適当でないと判断した経費

4 . 審査について

(1) 審査の方法

- ・ 受理された応募申請課題は後述の評価基準に基づき、各プラザ・サテライトにおける査読審査（一次審査）、本部における審査（二次審査）により評価、選考が行われます。
- ・ 評価、選考は、外部専門家の意見を参考にプログラムオフィサー（PO）より構成される評価委員会が行います。
- ・ その結果を基に、JST が課題を選定致します。
- ・ 選定結果（採択課題のみ）は、JST がプレス発表を行い、公表させていただきます。この際、課題名、公設試等名、中堅・中小企業名、大学・公設試・高専等名を公表致しますのでご了承ください。なお、公表できない技術情報等がありましたら、応募申請書に下線や注釈等で該当部分を明記してください。

(2) 審査における評価基準

課題解決の可能性

研究開発内容が地域の中堅・中小企業が抱える技術的課題を解決するものであること。

ニーズとシーズのマッチングの妥当性

大学・公設試験研究機関・高等専門学校等の研究者等が行う研究の成果が、地域の中堅・中小企業が抱える技術的課題の解決に必要なものであり、中堅・中小企業側の技術レベルが当該研究の成果を受け入れられる状態にあること。また、研究開発の内容が大学・公設試験研究機関・高等専門学校等の研究者等の研究に偏重していないこと。

研究実施計画の妥当性

研究開発の目標が明確に示されており、目標達成のために克服すべき問題点が抽出され、地域の中堅・中小企業が抱える技術的課題の解決に向けた計画が立案できていること。

地域への波及効果

研究開発成果を活用することにより、地域における社会的効果・経済的効果が期待されること。

5 . 応募・審査等スケジュール

府省共通研究
開発管理システ
ム(e-Rad)への
登録



申請書の受付



書類審査



採択・
計画調整

e-Radに未登録の公設試等につきましては、e-Radの「所属研究機関向けページ」をご参照の上、所属研究機関の登録、及び事務代表者等の登録を行ってください。

本システムの登録（申請者及び所属研究機関の登録が必要）から、ID、パスワード取得には時間を要しますので、本制度に応募される方は、早めに（公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨）本システムへ登録して下さい。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）：
<http://www.e-rad.go.jp/>

平成21年2月26日～平成21年4月21日 17:00

所定様式を使って申請書の作成とともに、e-Radから申請をしていただきます。（申請書類は要郵送、詳細は「9. 応募申請書類の提出など」を参照）

平成21年4月下旬～平成21年6月中旬

申請書の内容について書類審査を行います。
（一次審査（査読審査）、二次審査）

平成21年 6月下旬

審査の結果に基づき、採択課題を決定します。
また、選定結果については採否にかかわらず、申請者（調整役機関）に通知します。

今後研究開発を進める上で必要となる事務処理等についての説明会を予定しています。

本制度の契約に当たり、各機関では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。

詳細は下記URLをご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/07101216.htm

契約締結までに、研究開発の委託費がある全機関（前述の公設試等は除く）においても、所属研究機関、事務代表者及び研究者（代表研究者）のe-Radへの登録が必要になります。



契約締結・
研究開始

平成21年8月以降

上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

6 . 採択後の応募申請者の責務等

応募申請課題が採択され研究開発を実施するにあたり、JST は、委託費を執行する研究開発参画機関との間に委託契約を、調整役となる公設試等との間に覚書を締結します。本研究開発に参加される方は、研究開発の実施及び委託費の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) プロジェクト・研究開発の推進

研究開発参画機関は、研究開発遂行上のマネジメントや成果の公表などプロジェクト推進全般について責任を持つ必要があります。

特に、計画書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、責任を持って行う必要があります。

調整役となる公設試等は、これらを把握、取り纏める責任があります。

(2) 委託費の経理管理

本研究開発の経費は国の予算から支出されているため、会計検査の対象であり実地検査が行われる場合もありますので、十分ご留意頂くとともに、実地検査等への対応をお願い致します。

(3) 実施管理

研究開発期間中、JST は研究開発の目的が達成されるよう実施管理を行い、特にプラザ・サテライトが進捗状況について適宜確認（現地調査を含む）し、科学技術コーディネータ等が企業化等の視点からの助言、情報提供等の支援を行います。研究開発参画機関は、研究開発の進捗状況及び支出を受けた委託費の使用状況についての報告を研究開発期間中、定期的または随時提出する必要があります。

(4) 評価

研究開発終了後、外部専門家及びP Oから組織される評価委員会による事後評価を実施します。評価者は、プロジェクトコーディネータから提出される報告書及び面接審査に基づき、技術的課題の解決度、企業化の期待度等について評価を行います。また、課題の終了から1年を経過した時期に、成果の発展や活用、地域イノベーション創出状況に関する追跡評価を実施します。なお、事後評価及び追跡評価ともに、必要に応じて現地調査を実施します。評価結果については、JST のホームページ等で公表いたします。

評価委員会等には、評価の課程で取得した情報について、秘密保持を遵守することが義務づけられています。

(5) 取得物品の帰属

・大学・公設試・高専等

JST が支出する委託費により取得した研究設備等の所有権は、委託契約先の大学・公設試・高専等に帰属します。

・企業

JST が支出する委託費により取得した研究設備等の所有権は、JST に帰属します（委託契約先の機関には帰属しません）。

当該設備等は、各機関等が購入に係る手続きを行います。なお、委託契約先が企業の場合、研究開発終了後は JST が有償で貸与・譲渡する形となります。なお、これら設備等は、機関等における善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります（本研究開発以外の業務に使用することはできません）。

（６）知的財産権の帰属

本研究開発の委託費で実施された研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権等権利化された無体財産権）については、「産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）」第 19 条の条文（日本版バイ・ドール条項）を適用し、同条文に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、発明者（所属機関）に帰属します。これらの知的財産権に係る成果が得られたときには、JST に報告する必要があります。

（７）研究開発成果等の報告及び発表

本研究開発により得られた成果及び支出を受けた経費の使用結果については、毎年度及び研究開発終了後に、必要な報告を行わなければなりません（JST は、報告のあった成果を報告者の承諾を得た上で公表できるものとします）。

本研究開発により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めていただきます。また、研究開発終了時には、一般を対象とした成果報告会にて報告していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST の了解をとるとともに、本研究開発による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出しなければなりません。

7. 応募申請に当たっての留意点

JSTでは、国の研究開発の効果的・効率的な推進のため、研究費の適正な執行に関し、以下の運用を行っております。課題の申請及び実施に当たっては、これらの事項についてご留意いただくようお願いいたします。

(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本制度への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。

この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等を採択されている場合（応募中のものを含む）には、応募申請書（様式1）の「公的機関の研究助成・補助金等リスト」にその内容を記載してください。

上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は委託費を減額することがあります。

(3) 不正使用及び不正受給への対応

研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）が認められた場合の措置については以下のとおりとします。

() 契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

() 申請及び参加の制限

本制度の委託費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される可能性があります。）

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する、本制度における申請及び参加の制限の期間は、研究費等の執行停止等を行った日以降における、その日の属する年度及び翌年度以降2年以上5年以内の間で、不正使用等の内容等を勘案して相当と認められる期間とします。

研究費等の他の用途への使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究事業等に関連する研究等の遂行で不必要な用途に使用した場合	2年
2 研究等に関連する研究等の遂行で研究事業等の目的と相違する用途に使用した場合	3年
3 研究等に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	5年

「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用以下、「不正行為等」という。）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下の通りとします。

研究活動の不正行為が認められた場合の措置

() 各制度ごとの措置

- ・ 契約の解除・変更、委託費の返還

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成18年11月14日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

() 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要（不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	申請及び参加が制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度、競争的資金制度以外のJSTの所掌する研究事業のいずれかにおいて、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成21年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成20年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のホームページをご覧ください。

【URL】<http://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/06ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、採択の取消し又は委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めることがあります。また、事実の公表の措置を取ることがあります。

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保、または実験動物の取扱いに関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究、および共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発については、必ず所定の手続きを行ってください。

文部科学省、環境省の法令等については、下記のページをご参照ください。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ホームページ「動物愛護管理基本指針」

【URL】http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/guideline.html

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管しておくこと。

(8) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本制度の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託研究契約締結までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、報告書が提出されていることが必要です。

報告書の提出方法の詳細については、下記文部科学省HPをご覧ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。)

【URL】<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成20年4月以降、既に、別途の機会で報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。

また、平成22年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成21年秋頃に、再度e-Radを利用して、報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいはJSTからの周知等に十分ご注意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

(9) 応募情報及び個人情報の取り扱い

() 課題等の情報の取扱い

申請書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査にはJST内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含みます。

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、代表研究者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

() 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・ JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

(1 0) 府省共通研究開発管理システムからの政府研究開発データベースへの情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

「政府研究開発データベース」：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(1 1) その他

本課題公募は、平成 2 1 年度予算の成立を前提としております。

8 . 応募申請書類作成要領

* 応募申請書類に不備がある場合は受理できない場合がありますのでご注意ください。

< 応募申請書様式の構成 >

- 様式 1 重点地域研究開発推進プログラム（地域ニーズ即応型）応募申請書
- 様式 2 特許リスト
- 様式 3 公的機関の研究助成・補助金等リスト

< 応募申請書作成時の注意点 >

- ・ 応募申請書を作成するに当たっては、指定した様式に従って簡潔かつ要領良く作成して下さい。様式は必要に応じて拡張していただいて構いませんが、記載項目は変更しないようにして下さい。
- ・ 本応募申請書の様式 1 には記入にあたっての注意事項も記載しております。申請書作成時には削除していただいて構いません。

< 応募申請書記入要領 >

(1) 様式 1 応募申請書

- ・ 事務局記入欄
事務局の整理用ですので何も記入しないで下さい。
- ・ 課題名称
提案される課題内容（研究開発する技術、企業化されたときのシステム、材料等）が具体的にわかる名称を簡潔に記入して下さい。
なお、公表できない技術情報等がありましたら、下線や注釈等で該当部分を明記してください。
- ・ 該当研究分野コード
本応募申請書類作成要領に添付されている（別表）から最も近い研究分野を 1 つ選び記入して下さい。なお、副分類としてもう 1 つ研究分野の記入が可能です。その場合は、（ ）内に記入してください。
- ・ 調整役機関（必須）
機関名等を省略せずに記入して下さい。「代表者」は、当該機関の長の名前を記載して頂きます。「プロジェクトコーディネータ」は、JST から連絡をとる場合の窓口となる方を記入して下さい。
なお、機関内で本研究開発への応募申請に対する代表者の同意があることが前提となります。
- ・ 参画機関

機関名等を省略せずに記入して下さい。「代表者」は、当該機関の長の名前を記載して頂きますが、大学の場合には学長、学部長或いは研究科長として下さい。「担当者」は、JST から連絡をとる場合の窓口となる方を記入して下さい。

なお、それぞれの機関内で本研究開発への応募申請に対する代表者の同意があることが前提となります。

また、参画機関数が多い場合には、適宜追加してください。

(2) 様式2 特許リスト

応募申請する課題に関連し、大学・公設試・高専等において既に出願済み及び出願準備中の特許を記入して下さい。また、応募申請する課題の技術を用いて企業化を行う場合、関連してくると考えられる他者の特許について記入して下さい。

(3) 様式3 公的機関の研究助成・補助金等リスト

応募申請者が、他の府省等公的機関から研究費等を受けたもの(過去3年間程度)、現在申請中のもの、今後申請を予定しているものについて記入して下さい。

様式の各頁右下に「(P /)」として頁番号を記入する箇所がありますので、全頁に必ず番号を記載して下さい。「 / 」の左側に通し番号を、右側に全頁数を記入して下さい。

9. 応募申請書類の提出など

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による電子申請は、必ず調整役の公設試等が行ってください。

申請書類の提出は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への添付及び郵送等にて行っていただきます。e-Radの利用に当たり、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

本システムの登録(申請者及び所属研究機関の登録が必要)から、ID、パスワード取得には時間を要しますので、本制度に応募される方は、早めに(公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨)本システムへ登録して下さい。

本制度への電子申請に際しては、所属研究機関による応募情報の承認が必要となりますのでご注意ください。

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付 審査 採択 採択課題管理 成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

「地域ニーズ即応型」に関する問い合わせはJSTの担当部署(巻末参照)にて受け付けますが、e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。

e-Radのポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。

ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	0120-066-877 午前9:30～午後5:30 土曜日、日曜日、祝祭日を除く
-------------------------------------	-----------------------------	---

(3) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の使用に当たっての留意事項

e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前 6 : 0 0 ~ 翌午前 2 : 0 0 まで

(日曜日) 午後 6 : 0 0 ~ 翌午前 2 : 0 0 まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

所属研究機関の登録

調整役の公設試等は、応募時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。

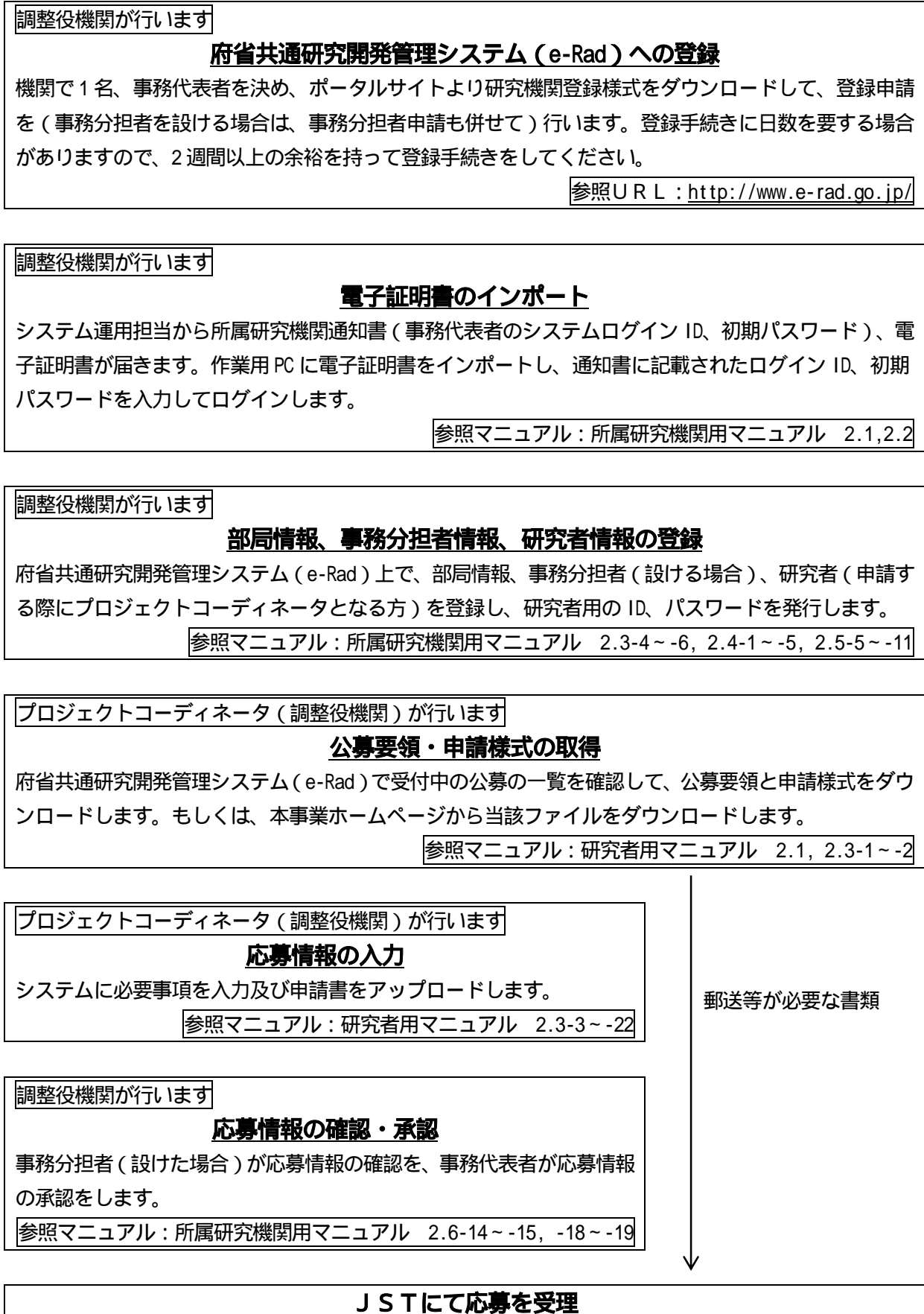
機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された機関を所属研究機関と称します。

研究者情報の登録

本制度に応募する際のプロジェクトコーディネータを研究者と称します。所属研究機関は研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

(4) システムを利用した応募の流れ



(5) システムへの応募情報入力時の注意事項

システムへの応募情報入力に当たっては、A) Web で直接入力が必要な内容、B) 所定の様式に記入し当該ファイルを添付するもの、があり、それぞれ、入力、作成が必要です。

A) については、研究者が、e-Rad にログイン後、応募情報画面において、必要項目（新規継続区分、研究開発課題名、研究期間（開始年度、終了予定年度）、主分野（コード）、研究目的、研究概要、予算額の年度ごとの使用内訳、研究者毎の直接経費・間接経費の総額、研究者毎のエフォート、採択状況の入力）を入力することが必要になります。

B) については、様式1から様式3（必要に応じ様式4）までを記載し、応募してください。

(6) 申請書類作成時の注意事項

- ・システムを利用の上、提出してください。
システムの操作マニュアルは、ポータルサイトよりダウンロードできます。
- ・本制度の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ・電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。
- ・アップロードできる電子媒体のファイルの最大容量は3MBです。
- ・アップロードを行う際、自動的にPDFファイルに変換されますが、外字や特殊文字等を使用した場合は文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルを必ず確認してください。
- ・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請書類は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。
- ・申請書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

(7) 郵送等が必要な書類の提出

郵送等が必要な書類（申請書4部、企業パンフレット1部、企業の最新決算報告書1部）について、「(8) 申請書類の提出期限」に記載の期日までにご提出が必要になります（着払い不可）。その際には申請者、その所属機関名、部署名、課題名を明記した送付状を添付してください。

送付先及びこの公募に関する問い合わせ先は各担当プラザ・サテライト（P4の所管地域を参照）となり巻末の通りです。

この公募要領については、以下のホームページからも入手（ダウンロード）することができます。

【URL】<http://www.jst.go.jp/chiiki/needs/index.html>

(8) 申請書類の提出期限

e-Rad による「応募情報の確認・承認」までの作業は、下記提出期限までに行ってください。

提出期限：平成 21 年 4 月 21 日（火）17：00

上記締切の少なくとも 2 週間以上前に e-Rad への登録（申請者（研究者）及び所属研究機関の登録が必要）をお済ませ下さい。

郵送等が必要な申請書類の提出期限は、上記の提出期限に対応し、以下とします。

提出期限：平成 21 年 4 月 21 日（火）（消印有効）

提出期間中に発送されなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。

また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（申請書類の記載項目は変更しないでください。）

提出期限終了後の申請書類の差し替えは固くお断りいたします。また、申請書類の返却は致しません。

10 . Q & A

Q 1 組合は「企業」に該当するのか

A 1 法人格を有していれば、「企業」とみなすこととする。ただし、「資本金10億円以下」である必要があるため、出資金の額が10億円以下である必要あり。

Q 2 単独では資本金10億円を下回る企業だが、親会社が資本金10億円を超えている場合、「企業」要件として問題ないか

A 2 研究開発を実施する企業が「企業」要件を満たしていれば申請可能。ただし、研究開発実施後も引き続き当該企業が研究開発継続を行うことが前提です。

(参考) JST は男女共同参画を推進しています！

JST は男女共同参画を推進しています！

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成 22 年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第 3 期科学技術基本計画

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>)において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては 25%」と具体的な数値目標が示されています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人 科学技術振興機構 理事長
北澤 宏一

JST 男女共同参画ホームページ：<http://www.jst.go.jp/gender/>

【お問い合わせ・資料等送付先一覧】

1. JSTイノベーションプラザ

北海道 〒060-0819 北海道札幌市北区北19条西1丁目

Tel. 011-708-1181 Fax. 011-708-1185

<http://www.sapporo.jst-plaza.jp/>

宮城 〒989-3204 宮城県仙台市青葉区南吉成6-6-5

Tel. 022-719-5755 Fax. 022-719-5756

<http://www.miyagi.jst-plaza.jp/>

石川 〒923-1211 石川県能美市旭台2-13

Tel. 0761-52-0781 Fax. 0761-52-0787

<http://www.ishikawa.jst-plaza.jp/>

東海 〒457-0063 愛知県名古屋市南区阿原町23-1

Tel. 052-829-3160 Fax. 052-829-3161

<http://www.tokai.jst-plaza.jp/>

京都 〒615-8245 京都府京都市西京区御陵大原1-30

Tel. 075-383-1300 Fax. 075-383-1301

<http://www.kyoto.jst-plaza.jp/>

大阪 〒594-1144 大阪府和泉市テクノステージ3-1-10

Tel. 0725-51-3350 Fax. 0725-51-3360

<http://www.osaka.jst-plaza.jp/>

広島 〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-10-23

Tel. 082-493-8235 Fax. 082-493-8236

<http://www.hiroshima.jst-plaza.jp/>

福岡 〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜3-8-34

Tel. 092-851-8169 Fax. 092-851-8230

<http://www.fukuoka.jst-plaza.jp/>

2. JSTイノベーションサテライト

岩手 〒020-0852 岩手県盛岡市飯岡新田3-35-2

Tel. 019-635-0727 Fax. 019-635-0818

<http://www.iwate-jst-satellite.jp/>

茨城 〒305-0047 茨城県つくば市千現2-1-6 つくば研究支援センターA棟3階

Tel. 029-898-9533 Fax. 029-898-9663

<http://www.ibaraki-jst-satellite.jp/>

新潟 〒940-2127 新潟県長岡市新産4丁目1番地9 NICOテクノプラザ2階

Tel. 0258-21-0250 Fax. 0258-21-0257

<http://www.niigata-jst-satellite.jp/>

静岡 〒432-8561 静岡県浜松市中区城北3-5-1 静岡大学イノベーション共同研究センター内

Tel. 053-412-2511 Fax. 053-412-2520

<http://shizuoka-jst-satellite.jp/>

滋賀 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 1階

Tel. 077-511-1440 Fax. 077-511-1441

<http://www.shiga-jst-satellite.jp/>

徳島 〒770-8506 徳島県徳島市南常三島町2-1 徳島大学産学官連携プラザ

ベンチャービジネス育成研究室4階

Tel. 088-611-3117 Fax. 088-611-3118

<http://www.tokushima-jst-satellite.jp/>

高知 〒782-8502 高知県香美市土佐山田町宮ノ口185 高知工科大学内

Tel. 0887-57-4800 Fax. 0887-57-4801

<http://www.kochi-jst-satellite.jp/>

宮崎 〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル6F

Tel. 0985-24-0564 Fax. 0985-24-0584

<http://www.miyazaki-jst-satellite.jp/>

3. JST本部

産学連携事業本部 地域事業推進部 事業推進課

住所：〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3

Tel：03-5214-8419 Fax：03-5214-8487 E-mail：jstsate@jst.go.jp

**「地域イノベーション創出総合支援事業」
重点地域研究開発推進プログラム
（地域ニーズ即応型）
応募申請書（様式）**

(様式1)

独立行政法人科学技術振興機構

産学連携事業本部 本部長 北澤 宏一 殿

事務局記入欄			
受付日	平成21年	月	日
フガ・ワフ		受付番号	

重点地域研究開発推進プログラム(地域ニーズ即応型)応募申請書

標記に係る募集要項を了解のうえ、下記のとおり申請します。 平成21年 月 日

課題名称				該当研究分野コード ()
調整役機関 (公設試等)	(フガナ) 機関名		
	(フガナ) 代表者	役職	
	(フガナ) 所在地	〒 -		
			
	(フガナ) プロジェクトコーディネータ		
		部署・役職		
	(フガナ) 連絡先	〒 -		
.....				
TEL. - - FAX. - -		E-mail		
参画機関 (中堅・中小企業)	(フガナ) 企業名		
	(フガナ) 代表者	役職	
	(フガナ) 所在地	〒 -		
			
	(フガナ) 担当者		
		部署・役職		
	(フガナ) 連絡先	〒 -		
.....				
TEL. - - FAX. - -		E-mail		

(参画機関数に応じて追加して下さい。)

参画機関（大学・公設試・高专等）	(フリガナ) 機関名	-----		
	(フリガナ) 代表者	-----	役職	-----
	(フリガナ) 所在地	〒 -		

	(フリガナ) 担当者	URL		

	(フリガナ) 連絡先	部署・役職	-----	
		〒 -		
	TEL. - - FAX. - -		-----	
	E-mail		-----	

（参画機関数に応じて追加して下さい。）

契約締結窓口担当者情報（契約締結に当たり、問合せ窓口が上述と異なる場合）

機関名	-----		
(フリガナ) 担当者	-----		
	部署・役職	-----	
(フリガナ) 連絡先	〒 -		

	TEL. - - FAX. - -		-----
E-mail	-----		
機関名	-----		
(フリガナ) 担当者	-----		
	部署・役職	-----	
(フリガナ) 連絡先	〒 -		

	TEL. - - FAX. - -		-----
E-mail	-----		

課 題 名 称	もう一度記入して下さい。
1 . 研究開発の目標	研究開発期間終了時に達成しようとする目標を、簡潔にお書き下さい。
2 . 解決が求められる技術的課題の概要	課題の概要、困難度・緊急度、これまで解決できなかった理由などについて500字程度で、簡潔かつ客観的にまとめて下さい。
3 . 大学・公設試・高専等のもつシーズの内容と課題解決に資する方法	2 . の技術的課題に対し、どのようなシーズを用いて、どのような方法で解決するかを800字程度でお書き下さい。なお、これまでの検討進捗があるようでしたら、その点もお書き下さい。

4 . 研究開発計画

(1) 研究開発項目とスケジュール

本研究開発の各項目とその概略、各項目のスケジュールを記入してください。

(2) 研究開発の役割分担

どの機関が何を担当するかについて機関別にお書きください。

(3) 参加研究者

研究項目	氏名	所属・役職	研究実施場所	期間	エフォート

エフォート：研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％）

5. 解決された場合の効果等

技術的課題が解決された場合に、想定される効果をお書きください。製品のイメージの他に、コストダウン、省力化、高速化、新製品の上市など、経済的・社会的、地域への波及効果など多面的にご説明下さい。

6. 所要経費 (千円)

全体

機関名		金額	平成 21 年度経費	平成 22 年度経費	計 (千円)
×社	直接経費				
	間接経費				
×社	直接経費				
	間接経費				
試験所	直接経費				
	間接経費				
大学	直接経費				
	間接経費				
合計					

参画機関毎内訳

(企業名 :)

	品目 / 内容	平成 21 年度	平成 22 年度	合計 (千円)	内訳等
直接 経 費	設備費				
	材料・消耗品費				
	外注費				
	旅費・交通費				
	その他経費				
	消費税相当額				
	直接経費計				
間 接 経 費	直接経費の _____ %				
合 計					

(大学・公設試・高専等機関名：)

	品目 / 内容	平成 21 年度	平成 22 年度	合計 (千円)	内訳等
直 接 経 費	設備費				
	材料・消耗品費				
	外注費				
	人件費				
	旅費・交通費				
	その他経費				
	消費税相当額				
	直接経費計				
間 接 経 費	直接経費の _____ %				
合 計					

参画機関数に応じ、表を追加等してください。

研究開発期間が単年での提案については、平成 2 1 年度経費のみ記載してください。

(様式2)

特許リスト

1. 活用特許

本研究開発に関連する参画研究機関(大学・公設試・高専等、企業)の特許などがある場合は記入して下さい(出願準備中を含む)。

整理番号	発明の名称	出願番号 (出願年月日)	出願人	発明者	登録番号	備考

企業化に伴う第三者も含めたライセンスの可否、及び、他者へのライセンスの状況等に関する情報があれば、「備考」に記入して下さい。

2. 関連する他者の特許

企業化を行う場合、関連してくると考えられる他社の特許などがある場合は記入して下さい。

整理番号	発明の名称	出願番号 (出願年月日)	登録番号	出願人	発明者

調査を具体的に実施した場合は、その方法(依頼先、キーワード、使用データベース等)、結果についても欄外に記入して下さい。

(様式3)

公的機関の研究助成・補助金等リスト

省庁・自治体・ 機関名	事業・制度の 名称	申請者 (エフォート)	課題名	研究期間	金額(千円)

大学等の研究者、企業の両者についてお書き下さい。
本年度中に申請予定、今現在申請中、若しくは過去(3年間程度)に受けたものを含め、
公的研究助成、補助金等は必ず全て記入して下さい。

申請中の場合は、金額の欄に「申請中」とお書き下さい。

エフォート：研究参加者(大学等、企業)が本プログラムに必要とする時間の配分率(%)
(研究参加者の年間の研究、教育、自社業務等を含む全仕事時間を100%とします)。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく 体制整備等の実施状況報告書

機関名	e-Radの研究機関番号	提出日

平成20年度以降、既に提出済みの場合には、記載して下さい。
複数の参画機関で提出済みの場合は、適宜追加して下さい。

(別表)

研究分野コード表

コード	重点研究分野	研究区分	コード	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム	0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0102	ライフサイエンス	医学・医療	0502	エネルギー	原子力エネルギー
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術	0503	エネルギー	自然エネルギー
0104	ライフサイエンス	脳科学	0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0106	ライフサイエンス	環境・生態	0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0107	ライフサイエンス	物質生産	0589	エネルギー	共通基礎研究
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究	0599	エネルギー	その他
0199	ライフサイエンス	その他	0601	ものづくり技術	高精度技術
0201	情報通信	高速ネットワーク	0602	ものづくり技術	精密部品加工
0202	情報通信	セキュリティ	0603	ものづくり技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0203	情報通信	サービス・アプリケーション	0604	ものづくり技術	環境負荷最小化
0204	情報通信	家電ネットワーク	0605	ものづくり技術	品質管理・製造現場安全確保
0205	情報通信	高速コンピューティング	0606	ものづくり技術	先進的ものづくり
0206	情報通信	シミュレーション	0607	ものづくり技術	医療・福祉機器
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置	0608	ものづくり技術	アセンブリープロセス
0208	情報通信	入出力 ^{*1}	0609	ものづくり技術	システム
0209	情報通信	認識・意味理解	0689	ものづくり技術	共通基礎研究
0210	情報通信	センサ	0699	ものづくり技術	その他
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0212	情報通信	ソフトウェア	0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0213	情報通信	デバイス	0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0289	情報通信	共通基礎研究	0704	社会基盤	事故対策技術
0299	情報通信	その他	0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0301	環境	地球環境	0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0302	環境	地域環境	0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0303	環境	環境リスク	0722	社会基盤	広域地域研究
0304	環境	循環型社会システム	0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0305	環境	生物多様性	0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0389	環境	共通基礎研究	0725	社会基盤	バリアフリー
0399	環境	その他	0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)	0789	社会基盤	共通基礎研究
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)	0799	社会基盤	その他
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	0801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
0404	ナノテク・材料	ナノ医療	0802	フロンティア	宇宙開発利用
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	0821	フロンティア	海洋科学
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	0822	フロンティア	海洋開発
0407	ナノテク・材料	表面・界面	0889	フロンティア	共通基礎研究
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準	0899	フロンティア	その他
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	0900	人文・社会	
0410	ナノテク・材料	基礎物性	1000	自然科学一般	
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション			
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究			
0499	ナノテク・材料	その他			

*1: 情報通信システムとの入出力を容易にする技術。
ただし、コード 209～211 を除く。

(様式4)

企業概要

平成 年 月 日

「課題名称： 」

企業名	株式会社	上場	有(年月)・無				
本社所在地	県市町丁目番号		設立年月	昭和 年 月			
工場	本社工場(市)、工場(市)		研究所	有・無			
役員	(代表取締役) (役員名) (うち研究開発者名)		従業員数	名 (うち研究開発要員名)			
ホームページ	http://						
事業内容	、の製造及び販売、の受託研究開発						
主要株主	(%)、(%)、(%)						
主要取引銀行	銀行支店、銀行支店						
関係会社	株式会社(販売会社)						
研究開発実績 研究開発能力	記入例)平成 年、独自にを開発し製造販売している。また、について 大学 教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。) 研究所、(株)とも協力関係を築いており、本年度もの研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)						
	技術分野のキーワード		貴社の得意とする技術分野を記載してください。				
経営状況と 見通し	記入例) 当社はのメーカーであり、当該分野では等は他の追随を許さぬ製品となっている。(…等、貴社の得意面を記述してください。以下同様。) 業績面については、主要需要先であるが、の東南アジア向けの市場拡大に支えられ高水準で推移したため、平成 年 月期売上高で対前期比 %増の 百万円を計上した。また、損益面については新製品の販売を開始、原価低減活動により経常利益で対前年比 %増の 百万円を計上した。 新製品()の販売拡大等により増収、増益となる見通しである。						
JST等との 関係	JSTあるいは官公庁、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。						
	決算期	平成 年 月 期	指数	平成 年 月 期	指数	平成 年 月 期	指数
財政 状態	資本金	A 百万円	100	a 百万円	a/A×100	a 百万円	a /A×100
	自己資本	B 百万円	100	b 百万円	b/B×100	b 百万円	b /B×100
	総資産	C 百万円	100	c 百万円	c/C×100	c 百万円	c /C×100
経営 状態	売上高	D 百万円	100	d 百万円	d/D×100	d 百万円	d /D×100
	経常利益	E 百万円	100	e 百万円	e/E×100	e 百万円	e /E×100
	当期利益	F 百万円	100	f 百万円	f/F×100	f 百万円	f /F×100
財務 比率 分析	自己資本比率	B / C	%	b / c	%	b / c	%
	経常利益率	E / D	%	e / d	%	e / d	%
	経常利益率	E / C	%	e / c	%	e / c	%
	研究開発費 研究開発費率	G 百万円 G / D	%	g 百万円 g / d	%	g 百万円 g / d	%
	配当率		%		%		%
特記事項							

注) 経常利益率は対売上高、経常利益率は対総資産、研究開発費率は対売上高で記入ください。
直近3期のデータについて記載してください。(直前期のデータが未確定の場合は見込みでも可。)
共同研究企画企業1社につき1枚、本資料を作成ください。

重点地域研究開発推進プログラム(地域ニーズ即応型)
覚書

独立行政法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、重点地域研究開発推進プログラム(地域ニーズ即応型)「 (課題名)」「(以下「本課題」という。)の推進に関して、次のとおり覚書を締結する。

(甲、乙の役割)

第1条 甲及び乙の本課題の推進における主な役割は、以下の通りとする。

(1)甲の役割

甲は、国の科学技術施策に則り、本課題の推進のため、次に掲げる役割を担う。

- 本課題の推進に係る委託研究契約に必要な経費の負担
- 本課題の推進に伴い提出される申請資料に対する承認
- 本課題の推進に対する調整・助言その他の支援
- 評価の実施
- その他本課題を推進するために必要な事項

(2)乙の役割

乙は、本課題の調整、進捗管理及び参画機関との連絡を行う機関として、次に掲げる役割を担う。

- 本課題に参画する研究機関の研究計画書の策定への協力及び当該計画実施の進捗管理
- 本課題の実施における、甲及び参画研究機関との連携の構築及び連絡調整
- 研究成果報告書の作成に向けた連絡調整
- その他本課題を推進するために必要な事項

(プロジェクトコーディネータ)

第2条 乙に所属する以下に掲げるプロジェクトコーディネータは、前条第2号の役割に責任を持つものとする。

プロジェクトコーディネータ： (所属) (氏名)

2 乙は、プロジェクトコーディネータに変更がある場合には、甲に報告しなければならない。

(期間)

第3条 本覚書の実施期間は、原則として覚書締結日から平成 年 月 日までとする。

ただし、本課題が中止となった場合には、当該中止された日までとする。

(協議)

第4条 本覚書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲、乙が協議の上定

めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成 年 月 日

甲

東京都千代田区四番町5番地3
独立行政法人科学技術振興機構
分任契約担当者
産学連携事業本部
本部長 北 澤 宏 一

乙

重点地域研究開発推進プログラム(地域ニーズ即応型)
委託研究契約書

独立行政法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、重点地域研究開発推進プログラム(地域ニーズ即応型)「 (課題名)」の推進に関して、次のとおり契約を締結する。

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「本委託研究」とは、第2条に基づき乙に対して委託される研究をいう。
- (2)「委託費」とは、直接経費と間接経費の合計をいう。
- (3)「直接経費」とは、本委託研究に要する経費をいう。
- (4)「間接経費」とは、本委託研究において必要となる事務管理費等として甲が乙に支払う金額をいう。
- (5)「代表研究者」とは、本委託研究を中心的に行う者として別紙研究計画書に掲げる者をいう。
- (6)「研究者等」とは、乙に属し、代表研究者及び代表研究者のもとで本委託研究に従事する者をいう。
- (7)「研究参画機関」とは、本委託研究の実施に関し、協同して研究を行う全ての参画機関をいう。
- (8)「共同研究機関」とは、研究参画機関のうち乙を除く機関をいう。
- (9)「研究実施期間」とは、本委託研究を行う別紙記載の期間をいう。
- (10)「研究成果」とは、本委託研究において得られたもので、研究成果報告書中で成果として確定された本委託研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (11)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
 - ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ウ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作者人格権を除く。)及び外国における上記各権利に相当する権利
 - エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、乙及び甲協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
 - オ 次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物であり、論文、講演その他の著作物等に関するものを除くもの(以下「成果有体物」という。)
- ()研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- ()研究開発の際に創作又は取得されたものであって()を得るために利用されるもの、又は()を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (12)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権、著作権の対象となるもの、及び成果有体物についてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (13)「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条

第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める行為並びにノウハウ、及び成果有体物の使用をいう。

(研究の委託)

第2条 甲は別紙に記載された研究を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、別紙研究計画書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、研究計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、当該変更しようとする内容が、軽微なものであると甲が判断するときは、この限りでない。

(概算払い)

第3条 乙は甲の指示に従い、委託費の概算払いのための請求書を作成し、甲にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に概算払いとして支払う直接経費の30%に相当する額を超えないものとする。

2 乙は必要に応じて当該請求書に支払期限を設定することができるものとする。ただし、支払期限は当該請求書が甲に到達した日の翌月末日としなければならない。

3 甲は、当該請求書に従い、委託費の概算払いを行う。乙は、甲から概算払いされた委託費を本委託研究遂行のために別紙研究計画書に記載された経費の区分に従って使用するものとする。

4 本委託研究の遂行上必要に応じ、別紙研究計画書に記載された直接経費の内訳項目に係る金額を直接経費の他の内訳項目の金額に流用することができるものとし、当該流用に係る額が直接経費の総額の30%（この額が50万円に満たない場合は50万円）を超える場合は、事前に甲の承認を受けるものとする。

5 甲は、前項に定める事項以外の手続きについて、別途定め、乙に通知できるものとする。

(帳簿等の整理)

第4条 乙は、本委託研究に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、本契約終了後5年間保管するものとする。

2 乙は、帳簿及び証拠書類を保管している間、甲からこれの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(取得物品の帰属等)

第5条 本委託研究を実施するため直接経費により取得し又は製作した物品等（以下「取得物品等」という。）は、甲に帰属するものとし、乙は研究実施期間中、取得物品等を無償で使用できるものとする。

2 乙は、取得物品等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

3 乙は、取得物品等について、別に定める管理台帳を備え、当該管理台帳を甲の定める日までに甲に提出するものとする。

4 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立ち入り又は取得物品等の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。

5 乙は、研究実施期間終了後の取得物品等の扱いに関して、甲の指示に従うものとする。

(知的財産権の帰属)

第6条 研究者等が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権（全部又は一部の持分であることを問わない。以下同じ。）は、原則として乙に帰属する。ただし、当該知的財産権を乙に帰属するに

あたっては、乙が産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「甲」とそれぞれ読み替えるものとする。)を遵守することを条件(以下「遵守条件」という。)とする。

- 2 乙は、前項の規定により乙に帰属した知的財産権について遵守条件を満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 3 乙は、本条に基づき乙に帰属することとなった知的財産権につき、第三者に譲渡又は実施許諾する場合、遵守条件が当該第三者に承継され、かつ前項及び第8条各項の規定の適用に支障をきたさないよう当該第三者と約定するものとする。

(知的財産権の譲渡その他)

第7条 前条の場合において、乙は、乙に帰属することとなった知的財産権の出願前にこれを第三者に譲渡することを希望する場合は、事前に甲の了解を得るものとし、甲が研究の成果展開のために必要と判断した場合に限り当該知的財産権を譲渡できるものとする。

- 2 乙は、前条に基づき当該知的財産権を自らに帰属させる際には、当該知的財産権に係る著作者人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。

(知的財産権に関する報告・通知)

第8条 乙は、第6条の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、次の各号の規定を遵守する。

- (1) 出願、申請又は譲渡を行ったときは、出願、申請又は譲渡の日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願・譲渡通知書により甲に対し通知するものとする。
- (2) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録を受けた日等から60日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書により、甲に通知するものとする。
- (3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権について第三者に実施の許諾をしたときは、当該許諾をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権実施許諾通知書により、甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、各年度の知的財産権の実施状況について、甲が別途定める様式による知的財産権実施状況通知書により、次期事業年度4月末日までに甲に通知するものとする。乙は、当該知的財産権の実施が継続限り、甲に当該通知を行わなければならない。

(補償)

第9条 本委託研究による研究者等の負傷、疾病、障害又は死亡事故が生じた場合においても甲は研究参画機関、研究者等その他の者に対し一切の責任を負わないものとする。乙はこれらの事故のいずれかが生じた場合、速やかに事故の詳細を甲に対し書面により報告しなければならない。

- 2 本委託研究の過程で生じた施設・設備等の損傷又は損耗の修補責任については、甲は一切の責任を負わないものとする。

(再委託)

第10条 乙は、本委託研究を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究の一部を第三者に再委託することができる。

(秘密保持)

第 11 条 乙及び甲は、本委託研究の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを共同研究機関以外の第三者に開示・漏洩してはならない。

2 乙及び甲は、本条第 1 項に掲げられる情報に関する資料及び当該情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次条又は次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報

(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報

(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報

4 乙は、研究者等が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も 5 年間本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。また、乙及び甲は研究者等以外の者について事実上自己の管理下又は監督下にある者及び共同研究機関から当該情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。

5 実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。

6 本条の効力は本契約終了後も 5 年間存続するものとする。

(研究成果の公表)

第 12 条 乙及び甲は、前条に反しない限り、本委託研究の実施により得られる研究成果を原則として外部に公表するものとする。

2 乙は研究実施期間中に、研究の成果を外部に公表するに当たり、甲が別途定める様式による外部発表届を事前に甲に提出するものとする。また、報道機関の取材を受ける場合は、取材前に甲に連絡したうえで、甲が別途定める様式による取材連絡票を取材後速やかに甲に提出するものとする。

3 研究実施期間中に研究者等が研究成果を外部に公表する場合、乙及び甲は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。

4 乙又は甲による研究成果の公表が、互いの知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、協議してその対応を決定するものとする。

(研究成果の報告)

第 13 条 乙は、甲に対し、研究実施期間が終了した日又は本委託研究が中止となった日の翌日から起算して 30 日以内に、研究成果報告書を提出するものとする。

(研究の中止)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本委託研究の中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(1) 乙に所属する研究者等の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、本委託研究を継続することが適切でないとき甲が判断した場合

- (2) 第 15 条に定める本契約の解除事由が発生した場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合

(契約の解除)

第 15 条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は書面による通知を行うことで本契約を解除するとともに、乙は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部を甲の定める期限までに返還しなければならない。

- (1) 乙が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
 - (2) 乙が本契約に違反したとき。
 - (3) 乙における研究者等が、甲が別途定めた不適正経理に関する規定に抵触したとき。
 - (4) 乙における研究者等が、甲が別途定めた研究活動の不正行為に関する規定に抵触したとき。
 - (5) 乙に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。
- 2 乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除し、且つ、乙に対し本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求することができる。
- (1) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算を自ら申立又は第三者から申立を受けた場合
 - (2) 乙が銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
 - (3) 乙が差押を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 3 乙は、前 2 項により甲が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(不適正な経理処理及び研究活動の不正行為等に係る研究者等の申請資格の取扱い)

第 16 条 甲は、不適正経理に関する甲の規定に定める不適正な経理処理に関与し、又は不適正な経理処理に関し管理・監督上重大な責任があると認められる研究者等については、同規定における「委託研究」の規定に基づき、甲の全ての事業への申請資格を停止する。

- 2 甲は、研究活動の不正行為に関する甲の規定に定める不正行為に関与し、又は当該不正行為に関し管理監督上の重大な責任があると認定された研究者等に対し、甲の全ての事業への申請資格を停止することができるものとする。

(調査)

第 17 条 甲は、乙の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、乙に通知の上、本委託研究の経理について調査することができる。乙は、かかる確認作業に関し、甲が必要とする協力を行うものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙、研究者等が本委託研究に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合には、乙に対し調査を要請ことができ、乙はその調査結果を文書で甲に報告するものとする。
- 3 甲が本委託研究に関して不正等の行為が行われた疑いがあると判断し、乙に対して請求し同意を得た場合には、乙は、甲が当該不正等の行為がなかったと判断するまでの間、委託費の使用を停止するものとする。この場合、当該不正等の行為がなかったことが明らかになったときでも、甲は、委託費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。
- 4 甲は、第 1 項に定める調査又は第 2 項に定める報告の結果、不正等の事実が確認できたときは、本契約に定める措置のほか甲の関係する規定その他法令等に従い必要な措置を講じることができるものとする。

(額の確定)

- 第18条 乙は、研究実施期間終了後もしくは本委託研究中止後30日以内、又は研究実施期間終了翌年度の4月10日のいずれか早い日に、別途甲が定める様式による委託費実績報告書を甲に対し提出するものとする。
- 2 甲は、前項の報告書を調査し、甲が本委託研究に要すると合理的に判断する金額を確定する。
- 3 乙は、既に支払を受けた概算払い金が前項の確定額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。

(委託研究実施に係る注意事項)

- 第19条 乙は、本委託研究を実施するに当たり、法令を遵守するとともに、甲が時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理マニュアルに従って、委託研究契約に係る事務処理を適正に行うこととする。
- 2 前項に定めるほか、乙は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等を遵守し、必要な手続き等を行わなければならない。
- 3 乙は、本委託研究を実施するに当たり、生命倫理及び安全確保に関し必要となる諸手続を行い、且つ常に善良なる管理者の注意をもって研究を実施するものとする。

(契約の有効期間)

- 第20条 本契約の有効期間は、別紙記載の研究実施期間及び研究実施期間終了後2ヶ月間とする。ただし、本契約に従い本委託研究が中止された場合、中止の2ヶ月後に終了するものとする。
- 2 第4条、第6条から第8条、第12条、第16条、第17条並びに第21条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。

(管轄)

- 第21条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の非専属的管轄裁判所とする。

(協議)

- 第22条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両当事者誠実に協議の上定めるものとする。

(通知)

- 第23条 本契約に基づく全ての通知、要請、要求、同意、承認、その他の意思表示(以下「通知」という。)については、書面により、郵便、宅配便又はファクシミリで以下の場所に行うものとする。

甲宛の場合:(プラザ・サテライト住所)

独立行政法人科学技術振興機構

JSTイノベーションプラザ/JSTイノベーションサテライト

電話 - -

ファックス - -

乙宛の場合:(研究機関住所)

(研究機関窓口担当者及びその所属等)

電話 - -

ファックス - -

2 甲及び乙は、他の契約当事者に対して通知することにより通知の宛先たる住所を変更することができるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、乙及び甲それぞれ記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区四番町5番地3
独立行政法人科学技術振興機構
分任契約担当者
産学連携事業本部
本部長 北澤 宏 一

乙

研 究 計 画 書

1. 研究題目

「(課題名)」

2. 研究目的及び内容

3. 代表研究者

代表研究者の所属、役職、氏名

4. その他研究者等

共同研究者がいる場合、所属、役職、氏名を記載

5. 契約金額（委託費）

総額 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

（内訳）

直接経費 円

（費目）

設備費 円

材料・消耗品費 円

外注費 円

旅費・交通費 円

その他経費 円

消費税相当額 円

間接経費 円

6. 研究実施期間

平成21年 月 日 ~ 平成22年3月31日

7. 研究実施場所

部署名、工場名など

重点地域研究開発推進プログラム(地域ニーズ即応型)
委託研究契約書

独立行政法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、重点地域研究開発推進プログラム(地域ニーズ即応型)「 (課題名)」の推進に関して、次のとおり契約を締結する。

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「本委託研究」とは、第2条に基づき乙に対して委託される研究をいう。
- (2)「委託費」とは、直接経費と間接経費の合計をいう。
- (3)「直接経費」とは、本委託研究に要する経費をいう。
- (4)「間接経費」とは、本委託研究において必要となる事務管理費等として甲が乙に支払う金額をいう。
- (5)「代表研究者」とは、本委託研究を中心的に行う者として別紙研究計画書に掲げる者をいう。
- (6)「研究者等」とは、乙に属し、代表研究者及び代表研究者のもとで本委託研究に従事する者をいう。
- (7)「研究参画機関」とは、本委託研究の実施に関し、協同して研究を行う全ての参画機関をいう。
- (8)「共同研究機関」とは、研究参画機関のうち乙を除く機関をいう。
- (9)「研究実施期間」とは、本委託研究を行う別紙記載の期間をいう。
- (10)「研究成果」とは、本委託研究において得られたもので、研究成果報告書中で成果として確定された本委託研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- (11)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
 - ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ウ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作者人格権を除く。)及び外国における上記各権利に相当する権利
 - エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、乙及び甲協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
 - オ 次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物であり、論文、講演その他の著作物等に関するものを除くもの(以下「成果有体物」という。)
- ()研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- ()研究開発の際に創作又は取得されたものであって()を得るために利用されるもの、又は()を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (12)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権、著作権の対象となるもの、及び成果有体物についてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (13)「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条

第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 21 条から第 28 条に定める行為並びにノウハウ、及び成果有体物の使用をいう。

(研究の委託)

第 2 条 甲は別紙に記載された研究を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、別紙研究計画書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、研究計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、当該変更しようとする内容が、軽微なものであると甲が判断するときは、この限りでない。

(概算払い)

第 3 条 乙は甲の指示に従い、委託費の概算払いのための請求書を作成し、甲にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に概算払いとして支払う直接経費の 30% に相当する額を超えないものとする。

2 乙は必要に応じて当該請求書に支払期限を設定することができるものとする。ただし、支払期限は当該請求書が甲に到達した日の翌月末日としなければならない。

3 甲は、当該請求書に従い、委託費の概算払いを行う。乙は、甲から概算払いされた委託費を本委託研究遂行のために別紙研究計画書に記載された経費の区分に従って使用するものとする。

4 本委託研究の遂行上必要に応じ、別紙研究計画書に記載された直接経費の内訳項目に係る金額を直接経費の他の内訳項目の金額に流用することができるものとし、当該流用に係る額が直接経費の総額の 30% (この額が 50 万円に満たない場合は 50 万円) を超える場合は、事前に甲の承認を受けるものとする。

5 甲は、前項に定める事項以外の手続きについて、別途定め、乙に通知できるものとする。

(帳簿等の整理)

第 4 条 乙は、本委託研究に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、本契約終了後 5 年間保管するものとする。

2 乙は、帳簿及び証拠書類を保管している間、甲からこれの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(取得物品の帰属等)

第 5 条 本委託研究のために乙が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の所有権は、乙に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属)

第 6 条 研究者等が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権(全部又は一部の持分であることを問わない。以下同じ。)は、原則として乙に帰属する。ただし、当該知的財産権を乙に帰属するにあたっては、乙が産業技術力強化法(平成 12 年法律第 44 号)第 19 条第 1 項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「甲」とそれぞれ読み替えるものとする。)を遵守することを条件(以下「遵守条件」という。)とする。

2 乙は、前項の規定により乙に帰属した知的財産権について遵守条件を満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

- 3 乙は、本条に基づき乙に帰属することとなった知的財産権につき、第三者に譲渡又は実施許諾する場合、遵守条件が当該第三者に承継され、かつ前項及び第8条各項の規定の適用に支障をきたさないよう当該第三者と約定するものとする。

(知的財産権の譲渡その他)

第7条 前条の場合において、乙は、乙に帰属することとなった知的財産権の出願前にこれを第三者に譲渡することを希望する場合は、事前に甲の了解を得るものとし、甲が研究の成果展開のために必要と判断した場合に限り当該知的財産権を譲渡できるものとする。

- 2 乙は、前条に基づき当該知的財産権を自らに帰属させる際には、当該知的財産権に係る著作者人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。

(知的財産権に関する報告・通知)

第8条 乙は、第6条の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、次の各号の規定を遵守する。

- (1) 出願、申請又は譲渡を行ったときは、出願、申請又は譲渡の日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願・譲渡通知書により甲に対し通知するものとする。
- (2) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録を受けた日等から60日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書により、甲に通知するものとする。
- (3) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権について第三者に実施の許諾をしたときは、当該許諾をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権実施許諾通知書により、甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、各年度の知的財産権の実施状況について、甲が別途定める様式による知的財産権実施状況通知書により、次期事業年度4月末日までに甲に通知するものとする。乙は、当該知的財産権の実施が続く限り、甲に当該通知を行わなければならない。

(補償)

第9条 本委託研究による研究者等の負傷、疾病、障害又は死亡事故が生じた場合においても甲は研究参画機関、研究者等その他の者に対し一切の責任を負わないものとする。乙はこれらの事故のいずれかが生じた場合、速やかに事故の詳細を甲に対し書面により報告しなければならない。

- 2 本委託研究の過程で生じた施設・設備等の損傷又は損耗の修補責任については、甲は一切の責任を負わないものとする。

(再委託)

第10条 乙は、本委託研究を第三者に再委託してはならない。ただし、乙は、甲が本委託研究の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究の一部を第三者に再委託することができる。

(秘密保持)

第11条 乙及び甲は、本委託研究の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを共同研究機関以外の第三者に開示・漏洩してはならない。

- 2 乙及び甲は、本条第1項に掲げられる情報に関する資料及び当該情報を保存した媒体等について適切に

管理しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次条又は次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
- 4 乙は、研究者等が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も5年間本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。また、乙及び甲は研究者等以外の者について事実上自己の管理下又は監督下にある者及び共同研究機関から当該情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。
- 5 実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。
- 6 本条の効力は本契約終了後も5年間存続するものとする。

(研究成果の公表)

- 第12条 乙及び甲は、前条に反しない限り、本委託研究の実施により得られる研究成果を原則として外部に公表するものとする。
 - 2 乙は研究実施期間中に、研究の成果を外部に公表するに当たり、甲が別途定める様式による外部発表届を事前に甲に提出するものとする。また、報道機関の取材を受ける場合は、取材前に甲に連絡したうえで、甲が別途定める様式による取材連絡票を取材後速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 研究実施期間中に研究者等が研究成果を外部に公表する場合、乙及び甲は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。
 - 4 乙又は甲による研究成果の公表が、互いの知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、協議してその対応を決定するものとする。

(研究成果の報告)

- 第13条 乙は、甲に対し、研究実施期間が終了した日又は本委託研究が中止となった日の翌日から起算して30日以内に、研究成果報告書を提出するものとする。

(研究の中止)

- 第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本委託研究の中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。
 - (1) 乙に所属する研究者等の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、本委託研究を継続することが適切でないと甲が判断した場合
 - (2) 第15条に定める本契約の解除事由が発生した場合
 - (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合

(契約の解除)

- 第15条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は書面による通知を行うことで本契約を解除するとともに、乙は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部を甲の定める期限までに返還しなければならない

らない。

- (1) 乙が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
 - (2) 乙が本契約に違反したとき。
 - (3) 乙における研究者等が、甲が別途定めた不適正経理に関する規定に抵触したとき。
 - (4) 乙における研究者等が、甲が別途定めた研究活動の不正行為に関する規定に抵触したとき。
 - (5) 乙に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。
- 2 乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除し、且つ、乙に対し本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求することができる。
- (1) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算を自ら申立又は第三者から申立を受けた場合
 - (2) 乙が銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
 - (3) 乙が差押を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 3 乙は、前2項により甲が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(不適正な経理処理及び研究活動の不正行為等に係る研究者等の申請資格の取扱い)

- 第16条 甲は、不適正経理に関する甲の規定に定める不適正な経理処理に関与し、又は不適正な経理処理に関し管理・監督上重大な責任があると認められる研究者等については、同規定における「委託研究」の規定に基づき、甲の全ての事業への申請資格を停止する。
- 2 甲は、研究活動の不正行為に関する甲の規定に定める不正行為に関与し、又は当該不正行為に関し管理・監督上の重大な責任があると認定された研究者等に対し、甲の全ての事業への申請資格を停止することができるものとする。

(調査)

- 第17条 甲は、乙の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、乙に通知の上、本委託研究の経理について調査することができる。乙は、かかる確認作業に関し、甲が必要とする協力を行うものとする。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙、研究者等が本委託研究に関して不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合には、乙に対し調査を要請ことができ、乙はその調査結果を文書で甲に報告するものとする。
- 3 甲が本委託研究に関して不正等の行為が行われた疑いがあると判断し、乙に対して請求し同意を得た場合には、乙は、甲が当該不正等の行為がなかったと判断するまでの間、委託費の使用を停止するものとする。この場合、当該不正等の行為がなかったことが明らかになったときでも、甲は、委託費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。
- 4 甲は、第1項に定める調査又は第2項に定める報告の結果、不正等の事実が確認できたときは、本契約に定める措置のほか甲の関係する規定その他法令等に従い必要な措置を講じることができるものとする。

(額の確定)

- 第18条 乙は、研究実施期間終了後もしくは本委託研究中止後30日以内、又は研究実施期間終了翌年度の4月10日のいずれか早い日に、別途甲が定める様式による委託費実績報告書を甲に対し提出するものとする。
- 2 甲は、前項の報告書を調査し、甲が本委託研究に要すると合理的に判断する金額を確定する。

- 3 乙は、既に支払を受けた概算払い金が前項の確定額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。

(委託研究実施に係る注意事項)

- 第 19 条 乙は、本委託研究を実施するに当たり、法令を遵守するとともに、甲が時宜に応じて公開する委託研究契約事務処理マニュアルに従って、委託研究契約に係る事務処理を適正に行うこととする。
- 2 前項に定めるほか、乙は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等を遵守し、必要な手続き等を行わなければならない。
 - 3 乙は、本委託研究を実施するに当たり、生命倫理及び安全確保に関し必要となる諸手続を行い、且つ常に善良なる管理者の注意をもって研究を実施するものとする。

(契約の有効期間)

- 第 20 条 本契約の有効期間は、別紙記載の研究実施期間及び研究実施期間終了後 2 ヶ月間とする。ただし、本契約に従い本委託研究が中止された場合、中止の 2 ヶ月後に終了するものとする。
- 2 第 4 条、第 6 条から第 8 条、第 12 条、第 16 条、第 17 条並びに第 21 条の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。

(管轄)

- 第 21 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の非専属的管轄裁判所とする。

(協議)

- 第 22 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両当事者誠実に協議の上定めるものとする。

(通知)

- 第 23 条 本契約に基づく全ての通知、要請、要求、同意、承認、その他の意思表示(以下「通知」という。)については、書面により、郵便、宅配便又はファクシミリで以下の場所に行うものとする。

甲宛の場合:(プラザ・サテライト住所)

独立行政法人科学技術振興機構

JSTイノベーションプラザ/JSTイノベーションサテライト

電話 - -

ファックス - -

乙宛の場合:(研究機関住所)

(研究機関窓口担当者及びその所属等)

電話 - -

ファックス - -

- 2 甲及び乙は、他の契約当事者に対して通知することにより通知の宛先たる住所を変更することができるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、乙及び甲それぞれ記名捺印の上、各自 1 通を保管する。

平成 年 月 日

甲

東京都千代田区四番町 5 番地 3
独立行政法人科学技術振興機構
分任契約担当者
産学連携事業本部
本部長 北澤 宏 一

乙

研 究 計 画 書

1. 研究題目

「(課題名)」

2. 研究目的及び内容

3. 代表研究者

代表研究者の所属、役職、氏名

4. その他研究者等

共同研究者がいる場合、所属、役職、氏名を記載

5. 契約金額（委託費）

総額 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

（内訳）

直接経費 円

（費目）

設備費 円

材料・消耗品費 円

外注費 円

人件費 円

旅費・交通費 円

その他経費 円

消費税相当額 円

間接経費 円

6. 研究実施期間

平成21年 月 日 ~ 平成22年3月31日

7. 研究実施場所

学部、学科、研究室名など